

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第1区分
 【発行日】平成21年2月12日(2009.2.12)

【公表番号】特表2008-524622(P2008-524622A)
 【公表日】平成20年7月10日(2008.7.10)
 【年通号数】公開・登録公報2008-027
 【出願番号】特願2007-547624(P2007-547624)
 【国際特許分類】

G 0 1 L 5/00 (2006.01)
 A 6 3 B 21/002 (2006.01)
 A 6 3 B 24/00 (2006.01)
 A 6 3 B 69/00 (2006.01)

【F I】

G 0 1 L 5/00 Z
 A 6 3 B 21/002
 A 6 3 B 24/00
 A 6 3 B 69/00 C

【手続補正書】

【提出日】平成20年12月18日(2008.12.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ハンドル部(12)と変形可能部(14)とを備えた手持ち式等尺運動装置(10)であって、

前記変形可能部(14)は、前記装置が前記ハンドル部(12)で握られ表面に押し付けられた時に使用者により与えられる力に応答して変形するように配置され、

前記ハンドル部(12)は、細長く、使用者の手によってしっかりと掴んで握られるように配置され、かつ前記変形可能部(14)の変形を少なくとも部分的に支援するように使用者によって前記変形可能部(14)に押し付けられ得る程度の十分な剛性を示し、

前記変形可能部(14)を変形させるように使用者によって加えられた力のレベルを決定し且つ表示する手段(16)をさらに備え、

前記変形可能部(14)の外表面の少なくとも一部は、前記ハンドル部(12)が配置された領域と反対の前記変形可能部(14)の領域に配置された平坦な部分を含み、前記装置が押し付けられる前記表面との安定した係合を支援するように構成される、手持ち式等尺運動装置。

【請求項2】

前記ハンドル部(12)は、前記変形可能部(14)と一体に形成される、請求項1に記載の手持ち式等尺運動装置。

【請求項3】

前記ハンドル部(12)及び前記変形可能部(14)は、単一の部材として形成される、請求項2に記載の手持ち式等尺運動装置。

【請求項4】

前記ハンドル部(12)は、使用者が前記ハンドル部(12)を握ることを可能にする開口を形成するように前記変形可能部(14)から隔てられている、請求項1～3のいずれ

れか 1 項に記載の手持ち式等尺運動装置。

【請求項 5】

前記変形可能部(14)は、弾力のある材料から形成される、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の手持ち式等尺運動装置。

【請求項 6】

前記変形可能部(14)は、少なくとも 1 つの空洞を有する、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の手持ち式等尺運動装置。

【請求項 7】

前記少なくとも 1 つの空洞は、少なくとも一部が流体で満たされている、請求項 6 に記載の手持ち式等尺運動装置。

【請求項 8】

前記変形可能部は、細長い形状を有し円筒状である、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の手持ち式等尺運動装置。

【請求項 9】

前記変形可能部を変形させるように加えられた力のレベルを決定する手段は、前記装置の使用中に前記変形可能部内に生じる圧力の増加を決定するように配置された圧力検出手段を含む、請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の手持ち式等尺運動装置。

【請求項 10】

前記使用者によって加えられた力のレベルを表示する手段は、視覚的表示手段を含む、請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の手持ち式等尺運動装置。

【請求項 11】

前記視覚的表示手段は、英数字表示装置を含む、請求項 10 に記載の手持ち式等尺運動装置。

【請求項 12】

前記表示手段は、生成した最大の表示値を保存するように配置されている、請求項 10 又は 11 に記載の手持ち式等尺運動装置。

【請求項 13】

前記視覚的表示手段は、閾値レベルの力を超えた時に視覚的に識別可能な出力を発生するように配置されている、請求項 10 ~ 12 のいずれか 1 項に記載の手持ち式等尺運動装置。

【請求項 14】

前記加えられた力のレベルを表示するための手段は、有利には可聴出力を提供する手段を含む、請求項 1 ~ 13 のいずれか 1 項に記載の手持ち式等尺運動装置。

【請求項 15】

前記可聴出力を提供する手段は、閾値レベルの力を超えた時に前記出力を提供するように配置されている、請求項 14 に記載の手持ち式等尺運動装置。